

自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、自転車損害賠償保険等を扱う事業者の情報を港区ホームページ等に掲載することに関し、必要な事項を定めることにより、自転車損害賠償保険等への加入を検討する区民の利便性の向上を図り、もって加入の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済
- (2) 区民 区内に居住し、勤務し、又は在学する者
- (3) 協働推進課長 芝地区総合支所協働推進課長
(掲載の対象となる事業者)

第3条 港区ホームページ等に掲載する事業者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 一般社団法人日本損害保険協会の会員
 - イ 一般社団法人外国損害保険協会の正会員
 - ウ 一般社団法人日本共済協会の会員
 - エ その他協働推進課長が認める者
- (2) 区民に提供できる自転車損害賠償保険等を扱っていること。

(掲載事項)

第4条 港区ホームページ等に掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者名（事業者から通称名を掲載する希望があれば、併せて掲載できる。）
- (2) 保険等の名称
- (3) 保険等の主な内容（申込方法、保険料納入方法、保険期間、被保険者、年齢制限の有無、補償額、保険料等）
- (4) 問合せ先（名称、電話番号その他の連絡先及び受付日時）
- (5) リンク（リンク先のページは、原則として自転車損害賠償保険等に関する情報を掲載したページとする。）

(掲載の申請)

第5条 港区ホームページ等への情報の掲載を希望する事業者は、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等申請書（別記第1号様式）に記入の上、次の各号に掲げる書類を添えて、協働推進課長に申請する。

- (1) 申請者が第3条各号の要件を満たすことを確認できる資料
 - (2) 次のリンク先のページ（最初に表示されるページ）をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したもの
 - ア インターネットでの問合せ先が掲載されたページ
 - イ 自転車損害賠償保険等に関するページ
- （掲載の承認等）

第6条 協働推進課長は、前条の申請について、提出書類に不足があるときは追加書類の提出を、区民の利便性の向上を図る観点から必要があるときは書類の修正を、それぞれ求めることができる。

2 協働推進課長は、前項の手續後に、前条の申請について第3条及び次項に照らして確認し、港区ホームページ等への掲載が適当と認められるときは、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等承認通知書（別記第2号様式）により事業者に通知する。

3 協働推進課長は、前条の申請について、第3条に照らして確認し、次の各号のいずれかに該当し、港区ホームページ等への掲載が適当と認められないときは、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等不承認通知書（別記第3号様式）により事業者に通知する。

- (1) 法令その他公序良俗に反する場合
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (3) 問合せ先又はリンク先のページの内容が、区民の利便性を向上させるといふ目的に合致しないおそれがある場合

4 協働推進課長は、第2項の通知で掲載を承認する場合は、第4条各号に掲げる事項を当該通知に基づいて港区ホームページ等に掲載する。

（事業者の責務）

第7条 港区ホームページ等への事業者の情報の掲載を承認された事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成25年東京都条例第14号）における自転車損害賠償保険等に係る規定について、当該事業者の問合せ窓口を担当する職員に内容を周知するとともに、区民からの問合せに誠意をもって対応するよう指導すること。
- (2) 区民の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ、問合せ窓口等において、分かりやすい説明及び表現に努めること。
- (3) 事業者のホームページ、印刷物等において、事業者の自転車損害賠償保険等を港区が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

（掲載事項の変更）

第8条 港区ホームページ等への掲載後、第4条各号の掲載事項の変更を希望

する事業者は、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等申請書（別記第1号様式）に、変更事項を確認するために必要な書類を添えて、協働推進課長に掲載事項の変更を申請する。

2 協働推進課長は、前項の申請について、第6条に準じた処理を行う。
（掲載の終了）

第9条 港区ホームページ等への掲載後、掲載の終了を希望する事業者は、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載終了通知書（別記第4号様式）により協働推進課長に掲載の終了を通知する。

2 協働推進課長は、前項の通知を受けたときは、港区ホームページ等から当該事業者の情報を削除する。

（電子ファイルによる申請及び通知）

第10条 第5条、第8条第1項及び前条第1項の申請及び通知については、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等申請書（別記第1号様式）、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載終了通知書（別記第4号様式）及び添付書類をPDFファイル化し、電子ファイルにより行うことも可能とする。

2 第6条第2項及び第8条第2項の通知については、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等承認通知書（別記第2号様式）及び自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等不承認通知書（別記第3号様式）をPDFファイル化し、電子ファイルにより行うことも可能とする。

（掲載の中止）

第11条 協働推進課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは港区ホームページ等への掲載を中止することができる。

- (1) 第3条各号に該当しないと認められるとき。
- (2) 第7条各号に掲げる事項を遵守しないと認められるとき。
- (3) その他、港区ホームページ等への掲載を継続することが適切でないとき。

（免責）

第12条 港区は、港区ホームページ等内の第4条に基づく事業者の掲載事項及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載について必要な事項は、協働推進課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条、第8条関係）

年 月 日

（宛先）

港区芝地区総合支所協働推進課長

所在地

事業者名等

代表者職氏名

自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等申請書

自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等掲載要領（以下「要領」という。）第5条及び第8条に基づき、港区ホームページ等に、下記のとおり（新規掲載 掲載事項変更）したいので、要領の内容に同意の上、関係資料を添えて申請します。

記

ホームページ掲載事項	事業者名	正式名称 ----- 通称名 ※掲載を希望する場合のみ
	保険等の名称	
	保険等の主な内容	申込方法 -----
		納入方法 -----
		保険期間 -----
被保険者 -----		
	年齢制限 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無 -----	
	補償額 -----	
	示談交渉 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 -----	
	保険料 -----	
問合せ先	※名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を簡潔に記載	
リンク先ページ URL	※バナーの掲載も可	

【添付資料（要領第5条、第8条第1項関係）】

- 1 申請者が要領第3条各号の要件を満たすことを確認できる資料
- 2 リンク先（最初に表示されるページ）をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したもの

担当部署	
役職・担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

所在地
事業者名等
代表者職氏名 様

港区芝地区総合支所
協働推進課長

自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への（新規掲載 掲載事項変更）について、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等掲載要綱第6条及び第8条に基づき、下記のとおり承認することに決定したため、通知します。

記

ホームページ掲載事項	事業者名	正式名称 ----- 通称名 ※掲載を希望する場合のみ
	保険等の名称	
	保険等の主な内容	申込方法 -----
		納入方法 -----
		保険期間 -----
		被保険者 -----
		年齢制限 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無 -----
補償額 -----		
示談交渉 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 -----		
保険料 -----		
問合せ先	※名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を簡潔に記載	
リンク先ページURL	※バナーの掲載も可	
掲載開始予定日時	年 月 日 午前0時	

文 書 番 号
年 月 日

所在地
事業者名等
代表者職氏名 様

港区芝地区総合支所
協働推進課長

自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載等不承認通知書

年 月 日付で申請のあった自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への（新規掲載 掲載事項変更）について、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等掲載要綱第6条及び第8条に基づき、下記のとおり承認しないことに決定したため、通知します。

記

1 承認しない理由

年 月 日

（宛先）

港区芝地区総合支所協働推進課長

所在地

事業者名等

代表者職氏名

自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載終了通知書

年 月 日付（文書番号）をもって承認の通知のあった自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等への掲載を終了したいので、自転車損害賠償保険等に関する港区ホームページ等掲載要綱第9条に基づき、通知します。